

公布後の改正法では、過去の行状についての関連証拠を裁判所に提出しやすくするため、第 50 条(1)に以下の変更を加える：

- ・ 規定によれば、裁判所は、ある人物が、手続きの対象である子どもに対し、以下の事項に当てはまる場合には、その人物のあらゆる子どもに対する過去の行状を考慮することができる、：

- ・ その子どもをケアしている、もしくは
- ・ その子どもに接触することができる、もしくは
- ・ その子どものケアをする可能性がある、もしくは
- ・ その子どもに接触する可能性がある

この規定は、過去の行状を考慮される可能性のある人物にまで拡大され、裁判所は、その人物のケアを受けている子どもだけでなく、あらゆる子どもに対する過去の行状を考慮できるものとする。

- ・ 証拠は、いかなる子ども保護の手続きのいかなる段階においても有効である；
- ・ 裁判所が関連があると考える口頭、もしくは文書による陳述または通告は、証拠として認められる（「裁判所の指示により」立証する必要はない）ことを明示する；そして
- ・ 裁定の理由を、裁判所が考慮できる陳述あるいは通告のリストに加える。

公布後の改正法第 50 条(1)硬派、調査の実施に影響を及ぼすはずである、ということをも明記すべきである。当事者である子供の世話をしている親または人物のその子どもに対する行動にのみ注目するのではなく、以下の事項に関連する情報の収集も重要であろう：

- ・ その子供の世話をしている親または人物の他の子どもに対する行動；および適切な状況において、子どもに意図的に接触する可能性のあるその他の人々（例えばボーイフレンド、周辺の人々、など）の行動

現行法	公布後の改正法
<p>50(1) 証拠法のいかなる規定にもかかわらず、子どもを協会以外の人物のケアと後見の下におく、あるいは戻すよう命じる前に、裁判所は、その人物が現在世話をしている、あるいはこれまでに世話をしたことのあるすべての子どもに対する、その人の過去の行状を考慮することができ、以前の民事もしくは刑事訴訟における、裁判所記録の謄本、証拠物件、あるいは事実認定など、裁判所が関連があると認めた、いかなる口頭または文書による陳述や通告も、</p>	<p>50(1) 証拠法のいかなる規定にもかかわらず、本項の規定に基づきいかなる手続きにおいても、</p> <p>(a) 裁判所は、ある人物が現在、当該訴訟手続きの対象者である子供の世話をしている、または接触する、あるいは世話をする、または接触する可能性がある場合、その人物のいかなる子どもに対する過去の行状も考慮することができる；そして</p> <p>(b) 以前の民事もしくは刑事訴訟におけ</p>

証拠として認められ、裁判所の指示に従って立証しなければならない。	る、裁判所記録の謄本、証拠物件、事実認定、判決理由など、裁判所が関連があると認めた、いかなる口頭または文書による陳述や通告も、証拠として認められる。
----------------------------------	--

#### 4b. 第 54 条(8) 改正案—裁判所命令による査定の証拠としての有効性

現行法では、第 54 条(1)項に基づき裁判所が命じた査定を、ひとりもしくは複数の被査定者の同意なしに証拠として認めることができるのは、数種類の訴訟に限られている。専門家委員団は、査定は、いかなる子どもに関するいかなる訴訟手続きにおいても証拠として認定されるべきである、と勧告した。

公布後の改正法では、第 54 条(1)項に基づいて命じられた査定を同意なしに証拠として認めることができる訴訟手続きの範囲が、CFS 法第三章（子どもの保護）に基づくすべての訴訟手続きにまで拡大されることになる。

これにより、査定は、それが命じられた訴訟手続きばかりでなく、第三章に基づくその他のいかなる訴訟手続き（例えば、当事者である子どもまたはその他の子どもに関する、別の子ども保護訴訟）や、第 81 条（子どもの代理権の復活）に基づく控訴、訴訟手続き、コロナー法 に基づく訴訟手続きにおいても証拠として認められることになる。

現行法	公布後の改正法
54(8) 本条(1)項に基づき命令された査定報告は、以下の場合を除く訴訟手続きにおいては、査定を受けたひとりないし複数の人物の同意がなければ、証拠として認められない、 (a) 第 69 条に基づく訴訟手続きにおける控訴； (b) コロナー法 に基づく訴訟手続き； (c) 第 81 条（子どもの代理権の復活）に該当する訴訟手続き。	54(8) 本条(1)項に基づき命令された査定報告は、以下の場合を除く訴訟手続きにおいては、査定を受けたひとりないし複数の人物の同意がなければ、証拠として認められない、 (d) 第 69 条による控訴を含む、本章に基づく訴訟手続き； (e) コロナー法 に基づく訴訟手続き； 第 81 条（子どもの代理権の復活）に該当する訴訟手続き、

## 5. 通告の義務に関する改正案

- a. 専門家及び一般国民の共通通告義務
- b. 進行中の通告義務に関する新規定
- c. 直接通告義務に関する新規定
- d. 専門家の通告不履行に対する拡大罰則規定
- e. 通告義務に関する全規定の一本化

## 5. はじめに—第72条改正案—通告義務(第22条)

インクエスト及び専門家委員団報告の中には、一般国民や専門家からの通告の増加を促すために、通告義務の改正を勧告するものがあった。専門家委員団の見解では、一般国民の審査とは別に専門家に対する審査があるのは混乱を生じかねない。さらに同委員団は、CAS に直接通告しない人、あるいは一度通告した後に、CAS にたいし、新しい事件や事件の再発の通告を怠る人がいることも指摘した。

公布後の改正法では、以下の点が変更される：

- 「嫌疑をかけるに足る妥当な根拠」のしきい値を活用し、一般国民と専門家に共通の

通告義務を規定する

- 通告義務は、他人に委任できない進行中の責務であるということを明示する
- 通告を怠った専門家に対する罰則規定を拡大し、虐待だけでなくあらゆる保護の根拠（子どもが同意の下に裁判所に出頭している場合の保護の根拠を除く）の通告不履行にまで適用する
- 通告義務に関するすべての規定を一つの条項にまとめる

**5a. 専門家及び一般国民の共通通告義務**

通告の増加を促すために、専門家及び一般国民の共通通告義務を設定する。査定基準は、現行法では専門家の査定基準である「嫌疑をかけるに足る妥当な根拠」とする。これは、一般国民からのより早い時期の通告を促すために、現行法の一般国民の査定基準である「妥当な根拠に基づき信じる」より低いしきい値となっている。

通告すべきことがらは、通告義務の条項に列挙される。保護の根拠も改正され、これにより、（例えば危害のリスクのしきい値を低くする、「ネグレクトの種類」という言葉を付け加える、心理的危険のしきい値を低くする、などにより）より早い時期の通告を促すことになるはずである。

現行法	公布後の改正法
<p>72(1) 本条および第 73、74、75 条においては、</p> <p>「虐待を受ける」という語句が子どもに関連して使われる場合に、第 37 条(2)(a)、(c)、(e)、(f)、(h)の定義による保護を必要とする、という意味である。</p> <p>72(2) 子どもが現在保護を必要としている、あるいはその可能性がある、と信じるに足る妥当な根拠がある人は、直ちにその所信とその根拠となる情報を、協会に通報しなければならない。</p> <p>72(3) 本法以外のいかなる法令の規定にも関係なく、(4)項に当てはまる人物で、専門職や公務を通じて、子どもが現在虐待を受けている、もしくはその可能性がある、もしくは過去に虐待を受けた可能性がある、と疑うに足る妥当な根拠があるなら直ちに、その疑惑とその根拠となる情報を、協会に通報しなければならない。</p>	<p>72(1) 本法以外のいかなる法令の規定にも関係なく、子どもに関する専門家あるいは公職者を含む人物が、以下のいずれかを疑うに足る妥当な根拠があるなら、その人物は直ちに、その疑惑とその根拠となる情報を、協会に通報しなければならない：</p> <p>第 37 条(2)項の根拠をここに列挙する。ただし、同意がある場合の条件を規定する(1)項を除く。</p>

## 5b. 進行中の通告義務に関する新規定

現行のCFS法の規定には、同一のひとりないし複数の子どもに関する追加通報については述べられていないが、いくつかのインクエストにおいて、ケースによっては、一般国民や専門家は、保護に関する変化あるいは進行中の事件について、協会に対し、必ず報告しているわけではない、という情報が提供された。いったん公的機関が「関わりをもて」ば子どもは安全であろう、あるいは協会は何とかして状況変化を認識するはずだ、と憶測されることが多いのである。

専門家委員団は、CFS法を改正し、通告義務は*進行中の義務*であることを明らかにし、いかなる事件が新たに、あるいは繰り返し発生しても協会の注意を喚起しなければならないことを確認すべきである、と勧告した。公布後の改正法には、この問題を扱う新規定が追加される。

現行法	公布後の改正法
	72(2) (1)項に規定された事項のいずれかを疑うに足る、追加的な妥当な根拠がある人は、同一の子どもに関してすでに通告を済ませているとしても、(1)項に基づき追加の通告をしなければならない。

## 5c. 直接通告義務に関する新規定

現行のCFS法は通告義務の委任に関しては規定していないが、専門家が、スタッフが代理で通告するものと思い違いをしている場合が時々ある。このため子ども援護保護協会への通告が遅れたり、全く通告されない、という結果になりかねない。

専門家委員団は、通告義務を改正し、通告義務は*個人の義務*であり、他人に委任することはできないことを明示すべきである、と勧告した。例えば、医師は自分にかわって通告するよう、看護婦に指示するのではなく、本人が通告しなければならない。公布後の改正法では、この問題を扱う規定が新たに付け加えられる。

現行法	公布後の改正法
	72(3) (1)および(2)項に基づく事件の通告義務を負う者は、本人が協会に直接通告するものとし、自分にかわって通告するよう他者に依頼してはならない。

## 5d. 専門家の通告不履行に対する拡大罰則規定

現行のCFSでは、専門家は、12項目の保護の根拠の内わずか5項目にしか該当しない「虐待」の通告不履行に対してのみ、罰則が科せられる。ところが、公布後の改正法では、専門家の通告不履行に対する罰則を拡大し、虐待に限らず、すべての保護の根拠に科されることになる。専門家に対する罰金は、現行通り最高1,000ドルとし、一般国民の通告不履行には従来通り、罰則はない。

コミュニティー・社会サービス省は、専門家に通告義務の拡大を認識させるのに有効な方策を模索中である。

現行法	公布後の改正法
<p>85(1) 本条(b)および第72条(3)の両項に違反した者；そして</p> <p>ある法人による上記のような違法行為を是認、許可、あるいは同意した、同法人の会長、職員、または従業員は、法律違反を犯しており、有罪判決により1,000ドル以下の罰金、あるいは、第72条(3)項違反の場合をのぞき、1年以内の禁固刑のいずれか、もしくは双方に処せられる。</p>	<p>72(4) 本条(5)項に述べられた者は、以下の事項に該当するなら、法律違反を犯していることになる、</p> <p>(a) 疑惑を通告しなかったため、本条(1)もしくは(2)項に違反している；そして</p> <p>(b) 疑惑の基礎となった情報は、専門家としてあるいは職員としての業務を通じて得たものである。</p> <p>72(6.1) ある法人の従業員による、(4)項違反を是認、許可、あるいはこれに同意した、同法人の会長、職員、または従業員は、法律違反を犯している。</p> <p>72(6.2) (4)または(6.1)項違反で有罪判決を受けた者は、1,000ドル以下の罰金を科せられる。</p>

## 5e. 通告義務に関する全規定の一本化

現行のCFS法では、通告義務の規定は、3条(第37条(2)、第72条、第85条)で別々に扱われている。専門家委員団は、すべての通告義務規定を1条にまとめるべきだと勧告した。

公布後の改正法では、通告義務を詳しく規定した完全な規定を作成し、通告すべき事項を列挙し、罰則を規定し、これが一カ所にまとめられることになる。

### 義務の免除

義務の免除に関する規定には実質的な変更は加えられないことを明記しておくべきである——CFS 法は、悪意をもって、あるいは疑惑の根拠がないのに通告されたのでない限り、義務の免除について引き続き規定する。さらに、CFS 法には、弁護士と依頼人の間に特典が存在する可能性がある場合には、通告義務が免除されるとの規定も、従来通り残される。

6. より早い時期における、より断定的な  
定住計画(permanency planning)

- a. 第 29 条改正案 ——一時ケア合意期間の上限
- b. 第 70 条改正案 ——ソサエティ・ワードシップ期間の上限
- c. 第 57 条(6) 改正案 ——ソサエティ・ワードシップ命令  
発布以前の処遇審査
- d. 第 59 条改正案 ——クラウン・ワードとの面会

6. はじめに—「24 ヶ月規定」

現行の CFS 法 の下では、子どもが子ども保護援助協会のケアを受けられる最大期間は、ソサエティ・ワードとしてであろうと、一時ケアの合意に基づいてであろうと、24 ヶ月で、この期間は連続的に計算される。言い換えれば、子どもが自宅に戻るたびに、時計はゼロにリセットされ、そのため堂々巡り状態が引き起こされることもあるのである。

これまでの調査で、特に低年齢の子どもにとって、できるだけ早期に定住の場が与えられることが非常に重要である、ということが示された。専門家委員団は、インケアの期間は累積的に計算し（インケアにあった期間の合計を基礎とする）、ソサエティ・ワードシ



ップの期間は子どもの年齢によって決めるべきである、と勧告した。

公布後の改正法第 29 条および第 70 条は、以下のことを実施することにより、より早期の、より断定的な定住計画の作成を促すはずである：

- ・ 6 歳未満の子どもが子ども保護援助協会の一時ケアを受けられる期間を、12 ヶ月に短縮する；
- ・ 子どもが、ケアとケアの間に短い休止期間をおき、数年にわたって協会のケアを受けたり受けなかったりする（堂々巡り）ケースを少なくするために、すべての子どもが子ども保護援助協会の一時ケアを受けられる期間を、累積的に合計する。累積法では、ケアとケアの間で親が保護を再開したとしても、ケアを承認された期間がすべて加算される。子どもが過去 5 年以内に子ども保護援助協会のケアを受けたことがなかった場合に限え、時計がゼロにリセットされる；さらに、
- ・ それが子どもの最善の利益である場合に限り、裁判所は、ソサエティー・ワードシップの期間をさらに 6 ヶ月追加することを許可することができる。この規定により、特殊なケースにたいし柔軟な対応ができるようになる。

## 6a. 一時ケアの合意に基づく期間の上限

公布後の改正法は、より早い時期の、より断定的な子どもの定住計画を促すことになる。現行法の下では、一時ケアの合意期間の計算法を規定する条項が 2カ所ある。

- ・ 第 29 条(5)によれば、一時ケアの合意は 6 ヶ月を越えてはならないが、延長した合意期間の総計がその都度 12 ヶ月を越えないなら、何回でも延長可能である。この規定は改正法の公布後も変更されない。
- ・ 第 29 条(6)によれば、子どもが協会のケアを受ける期間が、最終的に連続 24 ヶ月を越えることになるような一時ケアの合意をしてはならないし、そのような延長もできない。24 ヶ月の計算には以下の時期を含む：
  - ・ 一時ケア合意の期間
  - ・ 仮命令
  - ・ ソサエティー・ワード命令

公布後の改正法では、第 29 条(6)は以下の通り変更される：

- ・ 「連続」という言葉を削除し、累積的に計算できるようにする（途中で子どもが自宅に戻っても、ケアを受けた全期間を合計する）

- ・ 6歳未満の子どもの最大ケア期間を 12 ヶ月に短縮する
- ・ 6歳未満の子どもの場合の 12 ヶ月、および6歳以上の子どもの場合の 24 ヶ月には、一時ケアの合意、仮命令、ソサエティー・ワードシップ命令下にあった過去のすべての期間を含む。ただし、子どもが過去5年間協会のケアを受けていなかった場合を除く。

5年除外規定の理論的根拠は、子どもと家族が過去に問題をかかえていたかもしれないが、少なくとも5年間は何とか対処してきたと思われる状況（「堂々巡り」ではない）を、容認するためである。

現行法	公布後の改正法
<p>29(6) 一時ケアの合意、仮命令、あるいは、本法第三部（子どもの保護）に基づくソサエティー・ワードシップ命令のいずれかの状況にある場合でも、子どもが、24 ヶ月を越える期間、協会のケアあるいは後見の下におかれることになるような一時ケアの合意をしてはならないし、そのような延長もしてはならない。</p>	<p>29(6) 子どもが、以下を越える期間、協会のケアおよび後見の下におかれることになるような一時ケアの合意をしてはならないし、そのような延長もしてはならない、</p> <p>(a) 合意が成立あるいは延長された日に子どもが6才未満である場合、12 ヶ月；あるいは</p> <p>(b) 合意が成立あるいは延長された日に子どもが6才以上である場合、24 ヶ月。</p>
	<p>29(6.1) (6) 項で規定する期間を計算するには、子どもが、以下のいずれかの状況で、協会のケアと後見の下にある時間を合計するものとする。</p> <p>(a) 第 57 条(1)の2項に基づくソサエティー・ワードとして；</p> <p>(b) 第 29 条(1)項に基づく一時ケアの合意の下で；あるいは</p> <p>(c) 第 51 条(2)(d)項によち発令された仮命令の下で。</p>
	<p>29(6.2) (6) 項で規定する期間は、(6.1) 項で述べた、子どもが協会のケアと後見の下にあったすべての期間を含むものとする。ただし、子どもが協会のケアと後見の下になかった、連続5年以上の時期以前の期間を除く。</p>

## 6b. 第70条改正案—ソサエティ・ワード シップ命令発令期間 の上限

現行法の第70条(1)項は、子どもは、連続24ヶ月を越える期間、ソサエティ・ワードシップ命令に従うことはできない、と規定している。さらに、第70条(2)項によれば、24ヶ月の計算には、以下の時期が含まれる；

- ・ 一時ケアの合意
- ・ 特殊なニーズの合意
- ・ 仮命令

公布後の改正法には、以下の変更が加えられることになっている；

- ・ 「連続」の語を削除し、時間を累積的に合計するようにする（子どもが途中自宅に帰った場合でも、ケアを受けたすべての期間を合計する）
- ・ 6才未満の子どもの最大期間を12ヶ月に短縮する
- ・ 6歳未満の子どもの場合の12ヶ月、および6歳以上の子どもの場合の24ヶ月には、子どもが、一時ケアの合意、特殊なニーズの合意、仮命令、のいずれかの状況にあった過去のすべての期間を含む。ただし、子どもが協会のケアを受けていなかった過去5年間を除く。5年除外規定の理論的根拠は、子どもと家族が、過去に問題をかかえていたかもしれないが、少なくとも5年間は何とか対処してきたと思われる状況（「堂々巡り」ではない）を、容認するためである。
- ・ それが子どもの最善の利益である場合に限り、裁判所は、ソサエティ・ワードシップの期間をさらに6ヶ月追加することを許可することができる。この規定により、特殊なケースにたいし柔軟な対応ができるようになる。

## 第70条改正案—ソサエティ・ワードシップ 期間の上限

現行法	公布後の改正法
70(1) (3)項により、裁判所は、本章に基づき、子どもを連続24ヶ月以上、ソサエティ・ワードとしておくこととなるような命令を発してはならない。	70(1) (3)および(4)項により、裁判所は、本章に基づき、子どもを以下の期間以上の間、ソサエティ・ワードとしておくこととなるようなソサエティ・ワードシップ命令を発してはならない、

	<p>(a) 裁判所がソサエティー・ワードシップ命令を発した日に、子どもが6才未満である場合、12ヶ月；あるいは</p> <p>(b) 裁判所がソサエティー・ワードシップ命令を発した日に、子どもが6才以上である場合、24ヶ月。</p>
<p>70(2) (1)項で規定した24ヶ月の計算では、子どもが以下の状況で協会のケアを受けている期間を合計するものとする、</p> <p>(a) 第Ⅱ章（自発的なサービスの利用）の第29条(1)項あるいは第30条(1)項（一時ケア、あるいは特殊なニーズの合意）に基づく合意が得られている場合；あるいは</p> <p>(b) 第51条(2)(d)に基づき仮命令が発令されている場合。</p>	<p>70(2) (1)項で規定した期間の計算では、子どもが以下の状況で協会のケアと後見の下にあった期間を合計するものとする、</p> <p>(a) 第29条(1)項あるいは第30条(1)項（一時ケア、あるいは特殊なニーズの合意）に基づく合意が得られている場合；あるいは</p> <p>(b) 第51条(2)(d)に基づき仮命令が発令されている場合。</p>
	<p>70(2.1) (1)項で規定した期間には、子どもが、ソサエティー・ワードとして、あるいは(2)項に述べられた状況で、協会のケアと後見の下にあった、過去のすべての時期を含むものとする。ただし、子どもが協会のケアと後見の下におかれていなかった、連続5年以上の期間以前の時期を除く。</p>
<p>70(3) (1)項で規定した24ヶ月が終了し、さらに</p> <p>(a) 第57条(1)項に基づき発令される命令の控訴が始まっているが、まだ最終決着には至っていない；あるいは</p> <p>(b) 裁判所が第65条に基づく聴聞会を延期した場合には、</p> <p>この期間は、控訴が最終的に決着し、控訴により命じられた新たな聴聞会が完了するまで、あるいは第65条に基づき命令が発せられるまでは、その可能性がある期間、延長されるものと見なす。</p>	<p>70(3) (1)または(4)項で規定した期間が終了し、さらに</p> <p>(a) 第57条(1)項に基づき発令される命令の控訴が始まっているが、まだ最終決着には至っていない；あるいは</p> <p>(b) 裁判所が第65条に基づく聴聞会を延期した場合には、</p> <p>この期間は、控訴が最終的に決着し、控訴により命じられた新たな聴聞会が完了するまで、あるいは第65条に基づき命令が発せられるまでは、その可能性がある期間、延長されるものと見なす。</p>
	<p>70(4) 第57条(1)項の2および4節により、裁判所は、(1)項に基づき認められる時期を、それが子どもの最善の利益であるならば、6ヶ月を越えない期間延長するよう、命じることができる。</p>

## 6c. 第57条(6)改正案—ソサエティ・ワードシップ命令発布以前の処遇審査

現行法の第57条(6)項の規定によれば、裁判所は、子どもをクラウン・ワードに指定する前に、この命令の正当な根拠となる状況が、24ヶ月以内に変わる可能性がないと、確信していなければならない。以前、この規定のため、子どもが不当に長期間ソサエティ・ワードのままおかれる結果となったことがある：

57(6) 裁判所は、この命令の正当な根拠となる状況が、24ヶ月を越えない、充分予測可能な期間以内に変わる可能性がなく、子どもは、本章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人物のケアのもとに戻される可能性がある、と確信していない限り、(1)項2節に基づき、クラウン・ワードシップ命令を発してはならない。専門家委員団は、第57条(6)を廃止し、状況は24ヶ月以内に変わる可能性がないことを示さなければならない、との規定を削除すべきである、と勧告した。委員団は、この条項やその他の条項は：

「『24ヶ月規定』として知られている。通常『規定』と言われているが、本法においては、クラウン・ワードシップの決定に認められる最大期間を意図していることは、明らかである。報告によれば、この『規定』が州内の多くの地域で一つの判断基準になっているというのは、子ども達にとって不幸なことである。」

と述べた。公布後の改正法では、より早い時期の、より断定的な定住計画を促すために、(6)項を廃止することになる。

## 6d. 第59条(2)、(3)改正案—クラウン・ワードとの面会(第16条)

現行法では、子供の親、兄弟、祖父母、またアボリジニの子どもの場合にはバンドすなわち生活共同体の長を含む人々は、クラウン・ワードへのアクセスを申請することができる。子どももまた、他の人のケアを受けられるよう申請できる。

クラウン・ワードとの面会命令の判断基準は以下の2点である：

- ・ 第58条に基づく最善の利益の基準は、面会を申請するすべての人に適用される；さらに
- ・ 第59条(2)項では、第Ⅲ章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人々に対する追加基準を規定している。第59条(2)項によれば、面会不認可の可能性あるが、裁判所が考慮できるファクターの一つにより、裁判所は幅広い裁量を任されている（「ほかにも、面会命令発令の根拠となる状況がある。」）。以下の表を参照のこ

と。

専門家委員団は以下の見解を示した：

「子どもがクラウン・ワードに指定される場合の面会の認可は、州内でも様々である；面会不認可の可能性があっても、通常は、面会が認可される地域もある。1996年度オンタリオ州クラウン報告によれば、当時 55%のアクセスが実施された。」

子どもの最善の利益とならない面会は、最終的に以下のいずれかの結果に終わる：

- ・ 子ども達は、自分の生物学上の家族との関係が自分にとって不健康なものであっても、家族を「断ち切り」新しい環境にこけ込むことができない、あるいは
- ・ 子どもの処遇の混乱。

面会命令が終結するまでは、クラウン・ワードを養子縁組に適用することができない。

#### 1. クラウン・ワードとの面会の判断基準

公布後の改正法では、新しく、より厳しいクラウン・ワードとの面会の判断基準を設ける。現行法の第 59 条(2) 硬派、以下の点で強化されることになる：

- ・ 面会不認可の可能性は残しながら、現行法では 4 項目の裁判所が考慮できるファクターを、以下の 2 項目に置き換える：
  - (a) その人物と子どもの関係が、子どもにとって有益かつ有意義であること；また
  - (b) 面会命令が発令されても、それが、子どもが将来、永久的で安定した処遇を受ける機会の妨げにならないこと。
- ・ この基準は、命令の発令だけでなく、その変更にも適用されることを明示する；
- ・ この基準は、第 III 章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしていた人物だけでなく、子供の世話をしようとするすべての人々、および子どもが別の人のケアを受けることを申請している場合にも適用される。これにより、第 58 条（最善の利益の基準）に規定された基準も、第 59 条(2) 項に規定された基準も適用されることになる；そして
- ・ 面会命令が、地位の再審査中に発令または変更された場合にも、この基準を適用する。

現行法	公布後の改正法
-----	---------

<p>59(2) 子どもが、第57条(1)項3節に基づきクラウン・ワードに決まった場合、以下のことのいずれかについて確信が得られていないなら、裁判所は、本章に基づく裁判所の介入の直前まで子供の世話をしてきた人物との面会の命令を発してはならない、</p> <p>(a) 養子縁組の計画が立てられたことも、その可能性もなく、その人物との面会が、将来その子どもの養子縁組の機会の妨げとなることもないこと；</p> <p>(b) 子どもが12歳以上で、その人物との関わりを続けたいと思っていること；</p> <p>(c) 子どもが、自分を養子にしたいと思っていない人のもとにプレイスされていた、あるいは将来そうなること；あるいは</p> <p>(d) その他の特殊な事情から、面会命令を出す正当な根拠があること。</p>	<p>59(2) 裁判所は、以下のことがらについて確信が得られていないなら、第58条(面会)または第60条(地位の再審査)に基づき、クラウン・ワードになっている子どもに関する面会命令を発してはならない、</p> <p>(a) その人物と子どもの関係が、子どもにとって有益かつ有意義であること；さらに</p> <p>(b) 面会命令によって、子どもの将来の養子縁組または里親の機会の妨げとならないこと。</p>
--	--

## 2. 面会命令終了の判断基準

現行法第59条(3)項に基づく面会命令の終了の基準は、面会命令終結拒否の可能性があること(以下の要件が整わないなら、裁判所は面会命令を終了させてはならない…)と規定している。

これに対し公布後の改正法では、子どもにとって有益でないか、子どもの最善の利益にかなっていない、あるいは子どもの将来の養子縁組みの妨げとなる面会命令が、終了しやすくなるはずである。(第59条(3)項)

現行法	公布後の改正法
<p>59(3) 裁判所は、本条(2)項に基づく面会命令の発令の正当な根拠が消滅したという確信が得られていない限り、クラウン・ワードの子どもとの面会命令を終了させてはならない。</p>	<p>59(3) 裁判所は、以下のいずれかの条件がととのえば、クラウン・ワードの子どもに関する面会命令を終了させなければならない。</p> <p>(a) 命令が子どもの最善の利益にかなわなくなっている；あるいは</p> <p>(b) 裁判所が、(2)項(a)および(b)節が、当該面接に関して適用される、との確信がもてなくなっている。</p>

## 7. その他の改正案

- a. 子ども虐待登録の廃棄及び削除手続き
- b. 5年ごとの強制的再審査
- c. その他の変更項目
- d. 移行規定

### 7a. 子ども虐待登録の廃棄、削除手続き、 その他関連条項の変更事項（第27条および 第28条）

コミュニティー・社会サービス省は、すべての子ども保護援助協会、コミュニティー・社会サービス省、OACAS（オンタリオ州子ども保護円上協会連合会）、ANCFSO（オン



タリオ州先住民子ども華麗サービス協会)を連結する、包括的子ども福祉情報システムの開発に携わってきた。子ども保護高速通信情報システム(FTIS)は現在、完全実施段階に近づきつつある；包括的子ども福祉情報システムは今後2～3年で開発が完了する予定である。

FTISは、オンタリオ州子ども保護援助協会(CAS)から子ども保護サービスを受けている、あるいは10年以内に保護サービスが終了したすべての子どもと家族に関する、極秘コンピューター検索システムである。このシステムによってワーカーは、自分が担当しているサービス受益者が現在オンタリオ州から保護サービスを受けているか、過去10年以内に保護サービスを受けたことがあるか、オンタリオ州子ども虐待登録に登録されているか、あるいはオンタリオ州その他の行政区域から子ども保護警戒態勢の対象となっているか、を確定することができる。

現在 FITS は、CAS のワーカーに、サービス受領者の特定情報と2、3のサービス指標を提供しているが、さらに詳しい情報を得るには、以前の担当者にお問い合わせなければならない。将来は、包括的子ども福祉情報システムにより、ワーカーは、ケースに関するすべての情報を、安全かつ迅速に入手することができるようになる。ワーカーは、子ども虐待登録が提供できる以上に完全な情報を入手し、さらにその情報を電信回路を通じてスーパーバイザーに知らせて、直接相談することができる。

包括的子ども福祉情報システムが適切に稼働するようになれば、子ども虐待登録は不要となる。この状況を予測して、*子ども家族サービス法 1999 年度改正法案(子ども福祉改革)*には、子ども虐待登録に関する条項の削除を認める規定が盛り込まれた。その規定は、コミュニティー・社会サービス省が、新しい情報システムは子どもに対し、現行の子ども虐待登録と同等の保護を、確実に提供できると判断した時点で始めて公布されるもので、それ以前には効力をもたない。従ってその時点までは子ども虐待登録は「通常業務」を行い、各CASは以下の業務を継続しなければならない：

- ・ 立証された事件を子ども虐待登録に通告する；
- ・ 要請に応じて最新情報を提供する；
- ・ 子ども保護調査を実施する場合には、必ず高速通信システムを利用して子ども虐待登録を確認する；
- ・ 従来通りに抹殺請求を処理する。

## 虐待の定義

公布後の改正法には、以下の変更が加えられる；

- ・ 「虐待」の定義を、通告義務の条項(第72条)から、各CASの通告義務を規定する新設の独立条項(第72条1)へ移す。これは、専門家の通告義務の変更(専門家は、虐待だけでなく、あらゆる保護の根拠を通告する義務がある——前述の通告義務の条項を参照のこと)を反映するものである。
- ・ 特定の記録が、虐待だけでなくすべての保護の根拠に関する情報を含むものなら、各

CAS は、その提示を動議することができる、という規定をうけて、第 74 条（ある記録あるいはその記録の一部の提示命令の動議）への照会事項を削除する。

- ・ 心理的危害からの保護の根拠に関する規定（現行法の心理的機会からの保護の根拠は、第 37 条(2) (f)及び(f.1)の 2 項に分割された——前述の保護の根拠に関する記述を参照のこと）の変更項目をうけて、「虐待」の定義に第 37 条(2) (f.1)を追加する。

現行法	公布後の改正法
72(1) 本条及び第 73、74、75 条の各条において、  「虐待を被る」とは、子どもに関連して使われた場合、第 37 条(2) 項の (a) (c) (e) (f) (h) のいずれかの規定する意味の範囲内において、保護を必要とする、という意味である。	72.1(2) 本条及び第 73、75 条の各条において、  「虐待を被る」とは、子どもに関連して使われた場合、第 37 条(2) 項の (a) (c) (e) (f) (f.1) (h) のいずれかの規定する意味の範囲内において、保護を必要とする、という意味である。

#### 子ども虐待再審査チーム

第 73 条に基づく子ども虐待再審査チームは、危険にさらされた子どもの処遇が、適切な専門家が参加して決定されることを確認する方法として、従来通り存続する。

#### 子どもが CAS のケアと後見のもとにある場合の CAS の通告の義務

CAS の通告の義務は、現行法では第 72 条(6)に規定されているが、公布後の改正法では、新設の独立した条項（第 72 条 1）に移される。義務の内容は変更されない：すなわち、CAS は依然として、そのケアと後見のもとにある子どもが、虐待を被っている、あるいはかつて被った可能性がある、という情報を長官に通告する義務がある。子どもが協会のケアのもとにあったときに虐待された場合には、「深刻な虐待」の通告をしなければならない、というのも従来通りである。

## 7b. 5年ごとの強制的再審査

専門家委員団は、CFS 法は法律の実施状況の再審査を義務づけ、これがいかに解釈され、適用され、子ども保護へどのように影響しているか、を評価すべきである、と勧告した。

公布後の改正法では、同法もしくはその一部を、少なくとも5年ごとに強制的に再審査することを義務づけることが規定される。

## 7c. その他の変更項目

子ども過程サービス法 1999 年度改正法案（子ども福祉改革）にはほかにも、法令の他の規定の言葉遣いに適切な変更を加えることによって、より重大な変更の意図を達成することもあるような、数多くの規定がある。そのすべてをここに示すことはしないが、お手元の同法令のコピーに記載されているので参考にされたい。

以下に引用するのは、その他の規定の一部である：

- ・ CFS 法事例の管轄権をもつ裁判所の新名称の編入：  
「オンタリオ州法廷」および「上級家庭裁判所」
- ・ 第3条(1)(a)に基づく「里親ケア」の定義を最新のものに変更し、「1999 年度オンタリオ州労働法 または 1997 年度オンタリオ州障害支援計画法 の適用を受けている人を除く、子供養育給付金を受けている」人も含むものとする、改正案
- ・ CAS 委員会と財源への州政府の参加に関する序びぶんを削除する改正案
- ・ 長官は、個々のあるいはすべての CAS にたいし、CFS 法に基づくサービスの提供について、指令を発することができることを明示する条項（第 20 条 1）を新しく追加する
- ・ 指令の不履行を、コミュニティー・社会サービス省による協会廃止と業務取得権の発動の根拠とする規定を追加する
- ・ コミュニティー・社会サービス省に、CAS 委員会の構成、委員研修、処方研修に関する規定作成権をもたせる
- ・ コミュニティー・社会サービス省に、研修を含む従業員資格に関する規定作成権をもたせる

## 7d. 移行規定

改正法公布後は、各条項は、以下の例外を除き、公布の直後から効力を発揮することになる：

1. 手続きがすでに開始されている場合

地位の再審査を含む手続きが、公布日以前にすでに開始されている場合には、以下の事項に関して同法の旧規定が適用される：

- ・ 目的に関する条項（第1条）
- ・ 保護の根拠（第37条(2)）
- ・ 法的代理権（第38条）
- ・ 過去の親子関係の証拠（第50条(1)）
- ・ 仮命令（第51条(3)）
- ・ 裁判所命令による評価の証拠としての有効性（第54条(8)）
- ・ 子どもが保護を必要としているとの判決後の命令（第57条）
- ・ クラウン・ワードの子どもとの面会（第59条）
- ・ 地位の再審査において考慮すべき要因（第65条(3)）

## 2. ソサエティー・ワードシップの最長期間の計算法（第70条）および一時ケアの合意の期間の取り扱い方（第29条）

- ・ 改正法公布日にすでにソサエティー・ワード担っている、あるいは一時ケアの合意に達している子どもには、旧条項を引き続き適用する。
- ・ 改正法公布日またはそれ以降に本制度に関わることになる子どもには、新しい条項を適用する。改正法公布日以前にCASのケアのもとにあった期間は、累積的期間計算法に基づいて算出される。

## 3. 子ども虐待登録

旧法の子ども虐待登録に関する条項は、新設の包括的情報システムが完全に稼働するまで、引き続き効力を発するものとする。